

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月22日

島根県知事
丸山 達也 殿

提出者

住 所 島根県浜田市熱田町1461番地

氏 名 株式会社 毛利組

代表取締役 隅田勝幸

電話番号 0855-27-0721

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

株式会社 毛利組

事業場の所在地

島根県内（松江市を除く）工事現場

計画期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

建設業

②事業の規模

5000万円

③従業員数

47人

④産業廃棄物の一連
の処理の工程

土木・舗装工事
アスファルト・コンクリート殻
→再生処理業者に委託して再生砕石や再生アスファルトとして再資源化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型	建設系混合安定型
排出量							

「別紙のとおり」

(これまでに実施した取組)
・特に実施してない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型	建設系混合安定型
排出量	3,000t	2,000t	30t	5t	10t	10t	5t

(今後実施する予定の取組)
・特に予定なし

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
・がれき類（アスファルト殻・コンクリート殻）は再生資材とするため他の廃棄物が混入しないように確実に分別、保管を実施。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量						
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量						
	（今後実施する予定の取組） ・今後予定なし						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型	建設系混合安定型
	全処理委託量							
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。 「別紙のとおり」							

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき 類	木く ず	廃プラ スチック 類	金属 くず	汚泥	建設系 混合管 理型	建設系 混合安 定型
	全 処 理 委 託 量	3,000t	2,000t	30t	5t	10t	10t	5t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量			30t	5t	10t	10t	5t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,000t	2,000t					
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量							
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量							
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。 ・工事で発生する残材等は優良認定処理業者を選定し処理委託する。							
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

(第2面) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和４年度）実績】										
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	金属くず	汚泥	建設系混合管理型	建設系混合安定型	紙くず	繊維くず	石綿含有
排出量	2551.1t	817.4t	31 t	1.01 t	3.8 t	8.4 t	1.9 t	0.7 t	0.1 t	1.9 t

(第4面)

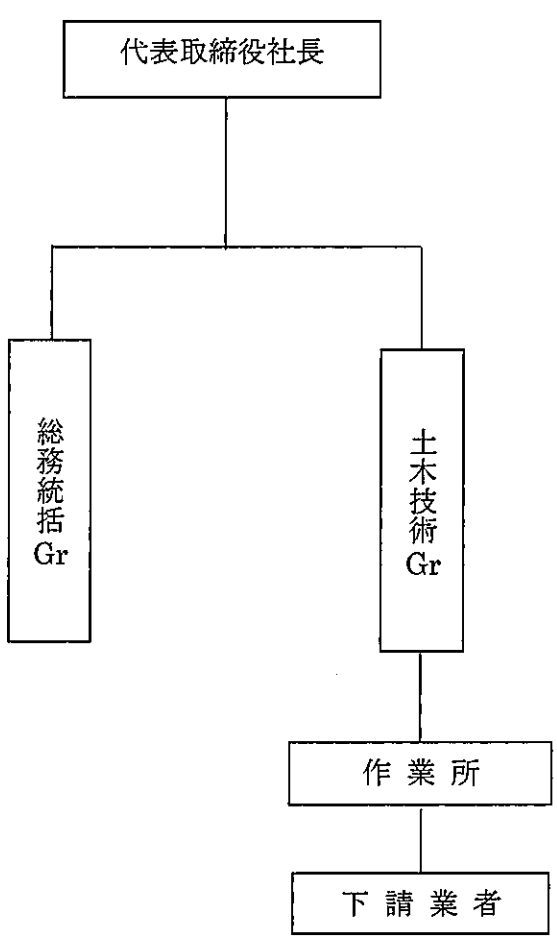
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

[illegible]

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	代表取締役社長
廃棄物担当者	工事現場……工務部 現場代理人及び主任技術者 計画書作成……総務部
現場代理人の役割	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。また、工事仕様書等で、工事現場で発生する廃棄物の数量など把握し、処理業者、再生利用業者の選定を行う。選定後は、委託契約を結び、発注者等に各種報告を行う。 ○作業員・下請業者に対する教育 発生する廃棄物について、委託契約を結んだ業者への適正な運搬・処分について、周知する。
廃棄物管理組織  <pre> graph TD A[代表取締役社長] --> B[総務統括 Gr] A --> C[土木技術 Gr] C --> D[作業所] D --> E[下請業者] </pre>	

(2) 管理体制の強化

① 管理体制

現場代理人又は主任技術者等の工事責任者は、工事現場毎の廃棄物発生量及び、発生品の種類等を仕様書にて把握。適正な業者を選定し、委託契約を結ぶ。この際、工事責任者等は適正であるという事を確実にするため統括管理責任者に承認をもらう。

② 管理方法

当社の場合は、産業廃棄物の種類のほとんどが、コンクリートやアスファルトのガラ、工事に伴う伐採による木くずであるため、埋立て等の処分は避け、再利用業者への運搬について検討する。またその他の産業廃棄物については適正に処理業者へ運搬する。

(3) 教育・研修

① 現 場

現場で発生する産業廃棄物について、種類、発生状況、処理方法等処理に関する留意点を整理し、工事に携わる従業員及び外部の収集運搬業者及び下請業者等に、作業前に現場代理人等が教育し、運搬経路、運搬先、取扱方法等を周知する。